２月定例会　議員発議案の審議結果一覧

	件名	公明党	創生市川	日本共産党	無所属の会	自由民主党	清風いちかわ	市民の声	緑風会	市川市を良くする会	未来	市民の力	NHK党	緑の社会	まさかの時の	春風いちかわ	審議結果
○議員提出																	
発　議 第13号	松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について（＊）	×	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	可　決
14号	市川市議会委員会条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可　決
15号	保育士配置基準の引上げを求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可　決
16号	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書の提出について	○	○	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可　決
17号	新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取組の強化を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可　決
18号	アスベスト被害を抑える対策の強化を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可　決
19号	地域のグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）の促進を求める意見書の提出について	○	○	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可　決
20号	市川市議会政務活動費の交付に関する条例を理解せず遵守しないつかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議について（＊）	×	○	○	○	○	△	○	×	ー	○	○	×	×	×	×	可　決

※出席した会派の議員全員が、賛成：○、反対：×、出席した会派の議員の一部が賛成・一部が反対：△
※（＊）については、議題の対象となった議員は、地方自治法第117条により除斥されたため、その議事に参与しません。
※議案の全文及び議員別の賛否は市川市議会のホームページに掲載しています。

意見書・決議

２月定例会には、意見書案５件及び決議案２件が提出され、議会はいずれも可決しました。

可決した意見書は、３月17日に関係行政庁へ送付しました。

（審議結果は左表）

保育士配置基準の引上げを求める意見書（要旨）

保育現場において、保育所等の四、五歳児の保育士配置基準は制定以来70年以上一度も見直しが行われておらず、業務負担の増加分は一切考慮されていない。

本市議会は政府に対し下記の事項について実現されるよう強く要望する。

１．子どものために保育士配置基準の引上げによる保育士増員を図ること
２．公定価格を引上げ、保育士等の処遇改善を図ること

松井努議員に対する議員辞職勧告決議案を可決

令和５年２月15日、５人の議員から「松井努議員（会派「緑風会」）に対し、市議会議員の職を辞するよう勧告する決議について」が提出されました。

本決議案は、松井努議員が、令和４年12月定例会において、松井議員に対し議員辞職を含め自らの責任の取り方を示すよう勧告する旨の決議案が可決された後も、責任の取り方を示すどころか、一切の瑕疵なく適法に可決された同決議案について憲法違反を訴えるなど、客観的事実に基づかずに市議会並びに議長及び同決議案に賛成した各議員を一方的に誹謗中傷するビラを令和５年２月10日付で市内の一部に配布するなどといった前代未聞の暴挙に及んでおり、かかる行為はこれまでも幾度となく繰り返されてきた悪癖であることから、残念ながら市議会議員に求められる資質がないものと判断せざるを得ないなどとして、松井議員に対し、自ら潔く直ちに市議会議員の職を辞するよう勧告するものです。

採決の結果、議会は多数をもってこれを可決しました。

つかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議案を可決

令和５年３月13日、４人の議員から「市川市議会政務活動費の交付に関する条例を理解せず遵守しないつかこしたかのり議員に対し猛省を促す決議について」が提出されました。

本決議案は、つかこしたかのり議員が、政務活動費を充てて令和３年11月に発行した広報ビラに家族の記念写真と思われる写真など、「議員の調査研究その他の活動」と無関係と思われる情報を複数掲載していたことから、市民並びに複数の会派及び議員から、「公私混同ではないか」などの指摘が相次いだことを受け、事態を重く見た議長が、事実確認と使途基準への適合性に関する自身の認識に関する質問を重ねたが、つかこし議員は「第三者の個人情報に関わる」などと、質問に正面から答えることなく話をそらし続ける悪癖を繰り返し、政務活動費の使途基準への適合性に関する説明責任を果たさなかったなどとして、つかこし議員を強く非難するとともに同様の事態を二度と繰り返さないよう猛省を促すものです。

採決の結果、議会は多数をもってこれを可決しました。

行徳臨海部に関連する特別委員会

本会議において委員長報告を実施

令和５年２月９日の本会議において、行徳臨海部に関連する特別委員会の中村よしお委員長から、行徳臨海部に関連する問題に関する調査・検討につき調査報告がなされました。

委員長からは、本特別委員会の調査事項に係る各事業がおおむね完了し、また、完了する見込みであることから、本特別委員会の調査は終了した旨の報告がなされました。

請願・陳情の出し方

◆請願・陳情とは◆

- 請願とは、国や自治体に意見や要望を述べることです。請願権は憲法で保障される国民の権利です。**請願は、市議会議員の紹介により、書面で行います。**
  受理された請願は、まず、その内容を所管する委員会で内容を審査します。委員会での審査の結果が本会議に報告された後、採決で採択・不採択の結果が確定します。審議結果は市議会ホームページに掲載するほか、請願提出者（複数人で提出する場合はその代表者）に文書で通知します。
- 陳情とは、一定の事項に利害関係を持つ人が実情を訴え、適切な対応を求めて国や自治体に要望を述べることです。議員の紹介を要しません。提出された陳情は各会派へ参考配付します。

◆提出方法と時期◆

- 請願・陳情は、議長宛ての**書面に、①要望の趣旨、②提出年月日、③提出者の住所・電話番号、④提出者の署名または記名押印、⑤紹介議員（１名以上）の署名または記名押印（請願の場合）、⑥必要に応じ参考となる図面等**を記載して、議会事務局に提出します。提出は直接持参するほか、郵送でも可能です。なお、指定の用紙はありません。記載例は、市議会ホームページでご確認ください。
- 提出者が複数人の場合、提出者全員の住所及び署名または記名押印が必要です。
- 請願・陳情は、いつでも提出できます。なお、請願については、定例会招集告示日（２月定例会では開会日）の翌々日の午後５時までに受理したものを当該会期中に委員会に付託して審査し、それ以降に受理した請願は、次の定例会で審査します。

※告示日については議会事務局へお問い合わせ下さい。